

県民会館条例（昭和48年岩手県条例第12号）第6条第3項の規定により、岩手県民会館の利用料金を次のとおり承認した。

令和7年8月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 ホール及びホール以外の室を使用する場合にあっては、表1及び表2に掲げる額を合算した額（附属の設備を使用する場合にあっては、当該合算した額に表3に掲げる額を加算した額）
- 2 駐車場を使用する場合にあっては、表4に掲げる額
- 3 利用料金の適用年月日

令和7年10月1日

表1 ホールの利用料金

区 分		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時 30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで		
		円	円	円	円	円	円		
大ホール	入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	36,680	53,460	71,800	90,140	125,260	161,940	
		その他の日	31,610	46,690	56,720	78,300	103,410	135,020	
	1,000円未満の入場料を徴 収する場合	土曜日及び休日	48,390	73,500	90,290	121,890	163,790	212,180	
		その他の日	41,760	60,100	75,190	101,860	135,290	177,050	
	1,000円以上3,000円未満の 入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	63,620	86,760	111,740	150,380	198,500	262,120	
		その他の日	50,210	73,500	90,290	123,710	163,790	214,000	
	3,000円以上5,000円未満の 入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	73,500	103,550	131,900	177,050	235,450	308,950	
		その他の日	60,100	86,760	110,180	146,860	196,940	257,040	
	5,000円以上の入場料を徴 収する場合	土曜日及び休日	90,010	131,760	164,070	221,770	295,830	385,840	
		その他の日	75,610	108,330	136,850	183,940	245,180	320,790	
	中ホール	入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	15,790	25,100	28,490	40,890	53,590	69,380
			その他の日	13,830	19,040	25,100	32,870	44,140	57,970
500円未満の入場料を徴収 する場合		土曜日及び休日	17,480	28,490	35,130	45,970	63,620	81,100	
		その他の日	15,790	25,100	29,900	40,890	55,000	70,790	
500円以上1,000円未満の 入場料を徴収する場合		土曜日及び休日	19,040	29,900	36,680	48,940	66,580	85,620	
		その他の日	15,790	26,800	31,610	42,590	58,410	74,200	
1,000円以上2,000円未満の 入場料を徴収する場合		土曜日及び休日	23,270	31,610	41,760	54,880	73,370	96,640	
		その他の日	19,040	28,490	33,420	47,530	61,910	80,950	
2,000円以上の入場料を徴 収する場合		土曜日及び休日	25,100	33,420	43,300	58,520	76,720	101,820	
		その他の日	19,040	29,900	35,130	48,940	65,030	84,070	

備考1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。

- 2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 3 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日まで並びに1月2日及び3日をいう。
- 4 入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、大ホールについては5,000円以上の入場

料を徴収する場合、中ホールについては2,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額と同額とする。

- 5 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。
- 6 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間までごとに、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 7 この表に定める時間以外の時間に使用する場合（6の場合を除く。）は、その使用する時間1時間までごとに、17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額とする。
- 8 この表により算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。

表2 ホール以外の室の利用料金

区 分		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時 30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
第1展示室	入場料を徴収しない場合	円 2,850	円 4,330	円 5,180	円 7,180	円 9,510	円 12,360
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	4,250	6,500	7,760	10,750	14,260	18,510
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	5,700	8,650	10,340	14,350	18,990	24,690
第2展示室	入場料を徴収しない場合	9,000	13,190	16,380	22,190	29,570	38,570
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	13,520	19,770	24,550	33,290	44,320	57,840
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	18,030	26,380	32,730	44,410	59,110	77,140
第1会議室		2,850	3,850	4,830	6,700	8,680	11,530
第2会議室		3,510	5,010	6,000	8,520	11,010	14,520
第3会議室		2,320	2,850	3,150	5,170	6,000	8,320
第4会議室		1,980	2,670	2,980	4,650	5,650	7,630
第5会議室		2,320	2,980	3,670	5,300	6,650	8,970
講師控室		430	580	580	1,010	1,160	1,590
第1和室		1,580	2,670	3,510	4,250	6,180	7,760
第2和室		1,580	2,670	3,510	4,250	6,180	7,760
特別室		1,480	1,940	2,240	3,420	4,180	5,660
ミーティングルーム		2,820	3,780	4,350	6,600	8,130	10,950
リハーサル室		2,850	3,850	4,830	6,700	8,680	11,530
大ホール用	第1楽屋	1,980	2,850	3,510	4,830	6,360	8,340
	第2楽屋	1,370	2,320	2,510	3,690	4,830	6,200
	第3楽屋	580	780	1,040	1,360	1,820	2,400
	第4楽屋	580	780	1,040	1,360	1,820	2,400
中ホール用	第1楽屋	510	580	710	1,090	1,290	1,800
	第2楽屋	1,220	1,580	1,980	2,800	3,560	4,780
	第3楽屋	780	1,040	1,220	1,820	2,260	3,040
第1主催者控室		430	780	780	1,210	1,560	1,990
第2主催者控室		430	780	780	1,210	1,560	1,990

第3主催者控室	430	780	780	1,210	1,560	1,990
第4主催者控室	430	780	780	1,210	1,560	1,990
第1シャワー室	510	510	510	1,020	1,020	1,530
第2シャワー室	510	510	510	1,020	1,020	1,530
第1浴室	1,220	1,220	1,220	2,440	2,440	3,660
第2浴室	1,220	1,220	1,220	2,440	2,440	3,660

備考1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。

- 2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 3 展示室を、入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、1,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額と同額とする。
- 4 展示室を、専ら準備若しくは撤去のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。
- 5 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間までごとに、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 6 この表に定める時間以外の時間に使用する場合（5の場合を除く。）は、その使用する時間1時間までごとに、17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額とする。
- 7 この表により算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。

表3 附属の設備の利用料金

区 分		単 位	利用料金 (1回につき)	備 考	
舞台 設備	大ホール	オーケストラピット	1基	円 4,660	
		舞台せり上げ装置	1基	1,240	
		花道スッポン	1基	1,240	
		仮設花道	1式	2,320	
		仮設脇花道	1式	2,320	
		仮設大臣囲い	1式	3,510	
		松羽目・竹羽目	1式	2,320	
		浅黄幕	1式	990	
		しゃ幕	1枚	990	
		演壇	1式	780	
		スクリーン	1張	1,730	
		音響反射板	1式	9,190	天反ライトを含む。
	中ホール	仮設花道	1式	1,240	
		仮設大臣囲い	1式	2,320	
		松羽目・竹羽目	1式	1,810	
		浅黄幕	1式	580	
		しゃ幕	1枚	580	

		演壇	1 式	460	
		スクリーン	1 張	1,380	
		音響反射板	1 式	4,660	天反ライトを含む。
大ホール・中 ホール共通		地がすり	1 枚	1,240	
		リノリウム	1 枚	1,240	
		所作台	1 枚	390	
		金びょうぶ	1 双	1,660	
		銀びょうぶ	1 双	1,660	
		白びょうぶ	1 双	1,660	
		毛せん	1 枚	170	
		長座布団	1 枚	170	
		上敷ござ	1 枚	460	
		大太鼓	1 台	780	
		袖囲い	1 式	1,240	
		振り落とし装置	1 式	320	
		めくり台	1 台	100	
		姿見	1 台	990	
		指揮台	1 式	450	
		譜面台	1 式	100	
		譜面灯	1 灯	100	
		平台	1 枚	170	
		箱足	1 台	100	
		開き足	1 脚	100	
	舞台用椅子	1 脚	100		
	長机	1 台	170		
	コントラバス用椅子	1 脚	170		
照明 設備	大ホール	フットライト	1 列	990	
		ボーダーライト	1 列	1,240	
		サスペンションライト	1 列	1,660	
		アップーホリゾントライト	1 列	1,730	
		ロアーホリゾントライト	1 列	2,100	
		トーメンタルライト	1 組	320	1 組 4 台
		フロントライト	1 組	1,660	1 組 8 台
		シーリングライト	1 列	3,150	
		センタークセノンピンスポットライト	1 台	2,320	
		クセノンピンスポットライト	1 台	1,660	
	コンダクタースポットライト	1 台	320		
	中ホール	フットライト	1 列	780	
		ボーダーライト	1 列	990	

		サスペンションライト	1列	1,240		
		アップーホリゾンライト	1列	1,730		
		ローホリゾンライト	1列	690		
		フロントライト	1組	1,320	1組8台	
		シーリングライト	1式	1,500		
		センタークセノンピンスポットライト	1台	1,660		
大ホール・中ホール共通	スポットライト	大	1台	390		
		小	1台	170		
	フットスポットライト		1台	170		
	花道フットライト		1列	1,180		
	ストリップライト	大	1台	380		
		小	1台	160		
	エフェクトマシン		1台	990		
	ダブルマシン		1台	990		
	リップルマシン		1台	990		
	オーバーヘッドマシン		1台	990		
	オーロラマシン		1台	780		
	ファイヤーマシン		1台	780		
	ミラーボール		1台	780		
	星球		1式	1,730		
	スポック		1台	170		
	ピンカッタースポットライト		1台	990		
	シールドビームライト		1台	550		
	エアクラフトライト		1式	2,320	1式4台	
	フィルムマシン		1台	990		
	ストロボ		1式	1,100		
	コンセプトマシン		1式	2,510		
	スライドキャリアマスク		1台	820		
	ハイクオリティーカッターライト		1台	990		
カラーチェンジャー		1台	420			
音響設備	大ホール	拡声装置	1式	4,660	マイク1本付き	
	中ホール	拡声装置	1式	2,510	マイク1本付き	
	大ホール・中ホール共通	レコードプレーヤー		1台	1,240	
		コンソール型テープレコーダー		1台	1,910	
		ポータブル型テープレコーダー		1台	1,240	
		カセット式テープレコーダー		1台	1,240	
		デジタル式レコーダー		1台	1,240	
16チャンネル・マルチトラックテープレコーダー		1台	1,560			

		ワイヤレスマイクロホン送受信機	1チャンネル	1,910	電池を含む。
		ステージスピーカー	1台	990	
		コンデンサー型マイクロホン	1本	990	
		ダイナミック型マイクロホン	1本	780	
		移動型ミキサー卓	1台	4,380	
		残響付加装置	1台	2,100	
		グラフィック・イコライザー	1台	340	
		デジタル・ディレイ	1台	180	
		コンプレッサー・リミッター	1台	450	
		ノイズ・ゲート	1台	550	
		16対マルチ・ケーブル	1式	170	コンセントボックス1台付き
		8対マルチ・ケーブル	1式	90	コンセントボックス1台付き
		床上型マイクスタンド	1台	110	
		ブーム型マイクスタンド	1台	90	
		卓上型マイクスタンド	1台	90	
		ダイレクト・ボックス	1台	90	
		3点つり式マイク昇降装置	1基	990	
		エレベーター式マイク昇降装置	1基	990	
		コンパクト・ディスクプレーヤー	1台	1,240	
		はね返しスピーカー	1台	910	
	第1会議室	拡声装置	1式	1,380	マイク付き
	第2会議室	拡声装置	1式	1,380	マイク付き
ピアノ	大ホール・中ホール共通	スタインウェイピアノ	1台	15,960	製造番号512505
		スタインウェイピアノ	1台	13,710	製造番号429069
		ヤマハピアノ	1台	6,860	
		カワイピアノ	1台	3,510	
	リハーサル室	ヤマハピアノ	1台	3,510	
映写機等	大ホール・中ホール共通	エルモスライド映写機	1台	7,840	可搬型スクリーン付き
		マスタースライド映写機	1台	1,240	可搬型スクリーン付き
		エルモオーバーヘッドプロジェクター	1台	2,510	可搬型スクリーン付き
		液晶ビデオ映写装置	1式	3,880	
	全会議室共通	液晶ビデオ映写装置	1式	3,880	スクリーン付き
その他		テレビ中継設備		11,350	
		ラジオ中継設備		6,860	
		持込機器	1kWにつき	320	
		可搬型テープレコーダー	1台	1,240	
		彫塑台	1台	100	
		工芸品展示台	1台	100	
		パーテーションベース	1本	100	

	スポットライト	1台	100	
	長机	1台	170	
	椅子	1脚	100	
	コインロッカー	1台	100	

表4 駐車場の利用料金

区 分	利用料金
乗車定員が30人以上の乗合自動車	駐車時間1時間までごとに750円
その他の4輪以上の自動車	<p>駐車時間1時間までごとに350円</p> <p>2時間を超え4時間以内の場合は1,000円、4時間を超え6時間以内の場合は1,000円に駐車時間1時間までごとに350円を加算した額、6時間を超え8時間以内の場合は2,000円、8時間を超え10時間以内の場合は2,000円に駐車時間1時間までごとに350円を加算した額、10時間を超え12時間以内の場合は3,000円、12時間を超え14時間以内の場合は3,000円に駐車時間1時間までごとに350円を加算した額、14時間を超え16時間以内の場合は4,000円、16時間を超え18時間以内の場合は4,000円に駐車時間1時間までごとに350円を加算した額、18時間を超え20時間以内の場合は5,000円、20時間を超え22時間以内の場合は5,000円に駐車時間1時間までごとに350円を加算した額、22時間を超え24時間以内の場合は6,000円</p>

備考 その他の4輪以上の自動車の駐車時間が24時間を超える場合の利用料金は、6,000円にこの表のその他の4輪以上の自動車の利用料金の例により算定した額を加算した額とする。